

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 22 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 10 日から 令和 8 年 11 月 17 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 20 日 午前 10 時 00 分 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 12 月 10 日 午前 9 時 20 分 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 25 日から 令和 8 年 11 月 26 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 22 日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 220, 000 4, 176, 000	一括	1, 044, 000	36, 722	0
1	1, 790, 000				
2	3, 430, 000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 |
| | 地 番 | 228 番 57 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 214.89 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 228 番地 57 |
| | 家屋 番号 | 228 番 57 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 67.50 平方メートル
2 階 56.75 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8年 9月25日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 |
| | 地 番 | 228番57 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 214.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 228番地57 |
| | 家屋 番号 | 228番57 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 67.50平方メートル
2階 56.75平方メートル |

令和8年(ケ)第26号
令和8年8月6日受理
令和8年9月11日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 板倉 照 美

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 |
| | 地 番 | 228番57 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 214.89平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀田郡七飯町大中山二丁目 228番地57 |
| | 家屋 番号 | 228番57 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 67.50平方メートル
2階 56.75平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	亀田郡七飯町大中山二丁目12番8号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■土地について

- 1 本件土地は、北東から南西に下る地形にある。
- 2 北西側の接面道路、北東側及び南東側隣地とは概ね等高に接している。南西側の隣地とは高低差があり、本件土地の方が30センチメートルほど高くなっている。概ね平坦な土地である。
- 3 東、西、南側の角地に境界標あり。北角の境界標は確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状は、専門家による調査を要する。
- 4 本件土地に近接した西側の道路敷地に、ごみステーションが設置されている(写真⑥)。設置経緯については、関係人の陳述欄を参照されたい。

■建物について

- 1 本件建物は、経年による損耗がみられる。
- 2 北東側の軒天に穴がある(写真⑦)。状況は関係人の陳述欄を参照されたい。
- 3 2階南側にベランダがある。
- 4 所有者所有のスチール製仮設物置(約3.30平方メートル)あり

以 上

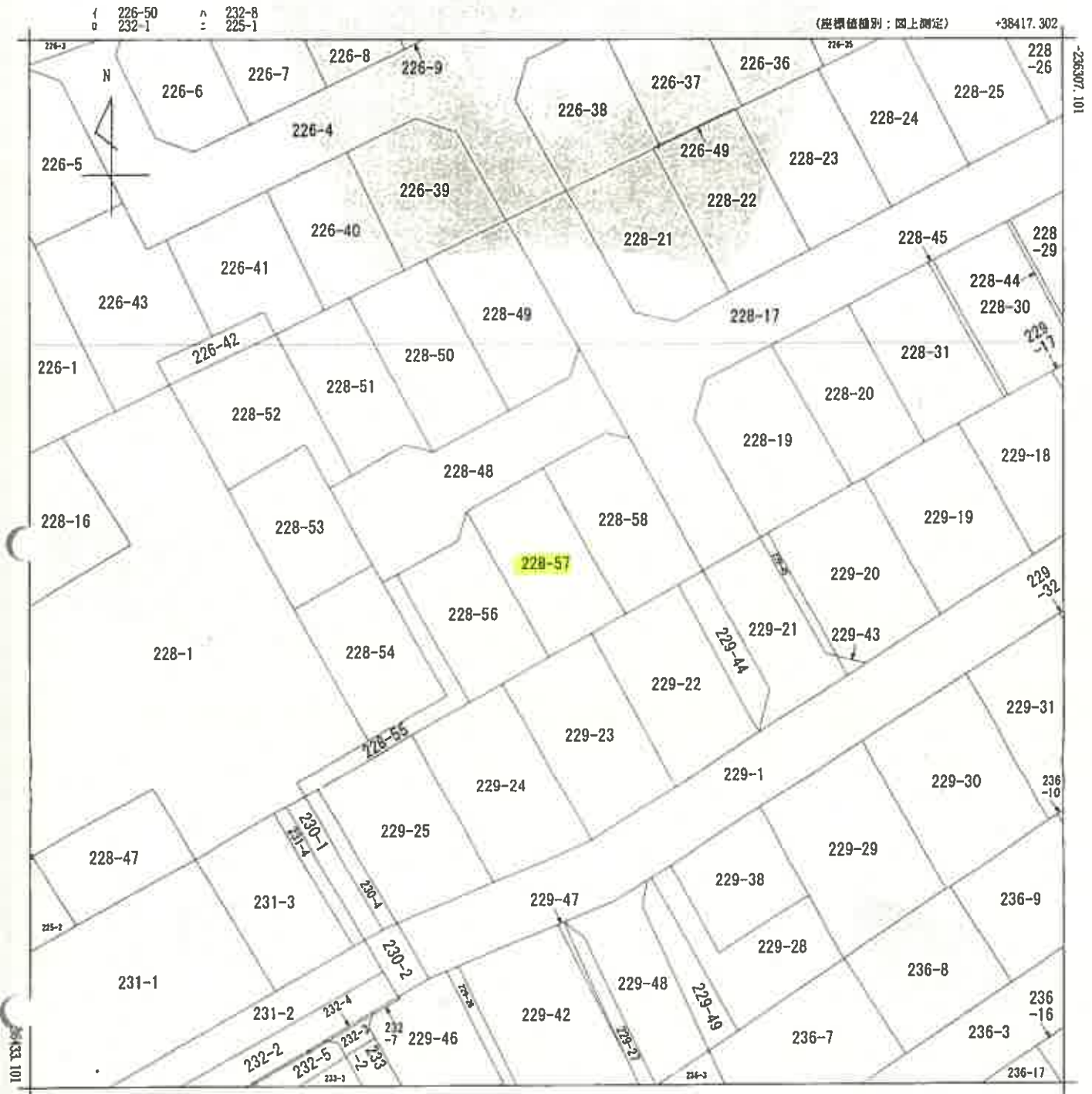
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者及び所有者の妻	■土地について 1 本件土地の西側に隣接して設置されているごみステーションについて 以前にごみステーションが道路に大きくはみ出して設置されていたときは、冬季間の七飯町委託の除雪車の作業で除雪されない部分が多く残り、住民によるその後の除雪が大変であった。除雪車が作業しやすいように、私たち夫婦が了承して、本件土地の境界に近接して置くことになった。 買受人がごみステーションの移動を希望する際には、近隣住民との話し合いをされたい。 ■建物について 1 下水道には接続されておらず、汲取式である。 2 3年ほど前に、政府の補助金を利用して、本件建物の全ての窓に内窓を設置した。なお、自己負担金が少なくなるよう、一部の内窓に、はめごろしの窓を設置したところがある。 3 北東側の1階の屋根の一部の軒天に穴が開いている箇所がある（写真⑦）が、雨漏りなどの不具合は発生していない。 4 台所の横の物入の扉は外しているが、扉は保管してある。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 8月 6日 (木) 15:00 - 15:05	執行官室	占有調査 (所有者から電話聴取)
8年 8月 7日 (金) 13:50 - 13:52	七飯町役場	固定資産税課税資料交付申請
8年 8月 7日 (金) 14:05 - 14:10	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影、期日通知書投函
8年 8月12日 (水) 14:10 - 14:15	函館地方法務局	不動産全部事項証明書申請、交付
8年 8月27日 (木) 14:30 - 15:20	物件所在地	立入調査 (所有者及び所有者の妻と面談)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大中山2丁目

請求部	所在	亀田郡七飯町大中山二丁目				地番	228番57			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項	地図の縮尺は1/1000ですが、1/500に変更して出力しています	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

令和8年6月15日
函館地方務局
請求番号：20-1
(1/1)

(8枚目)

登記年月日：平成8年1月8日

803350

各階平面図

建物図面
各階平面図

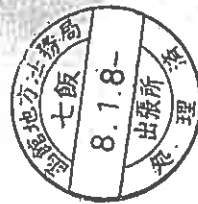
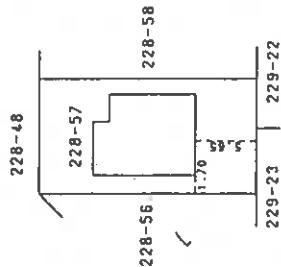
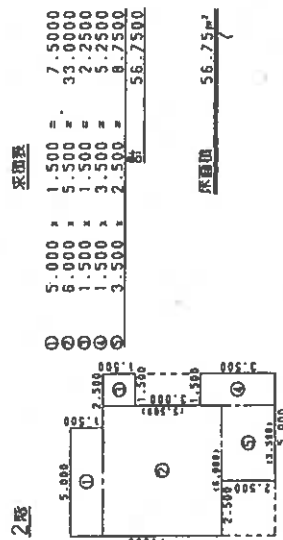
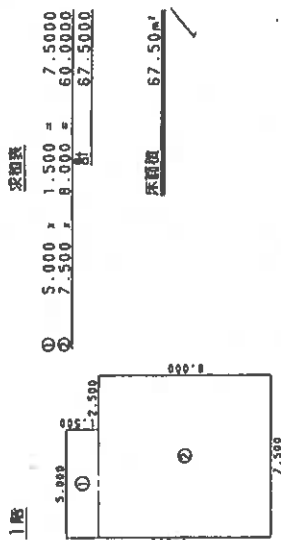
家屋番号

228-57

建物の所在

飛田郡七飯町字大中山228番地57

大中山二丁目



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(日取附2)

作製者

土地調査士
家屋

平成7年12月23日作製

縮尺 1/250

申請人

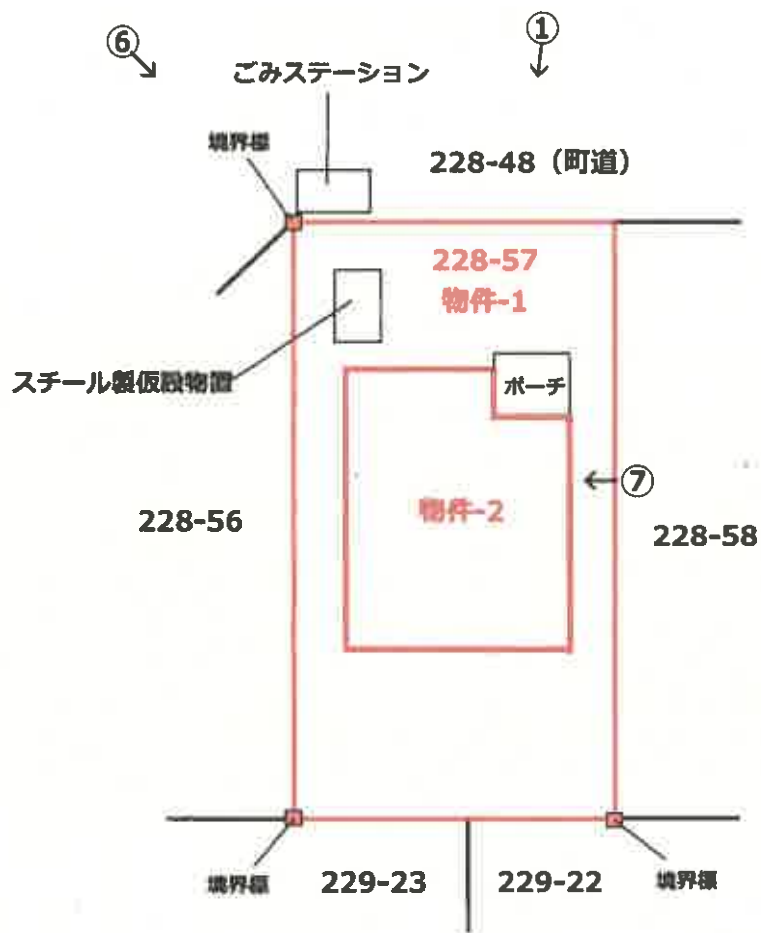
縮尺

1/500

(日取附)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

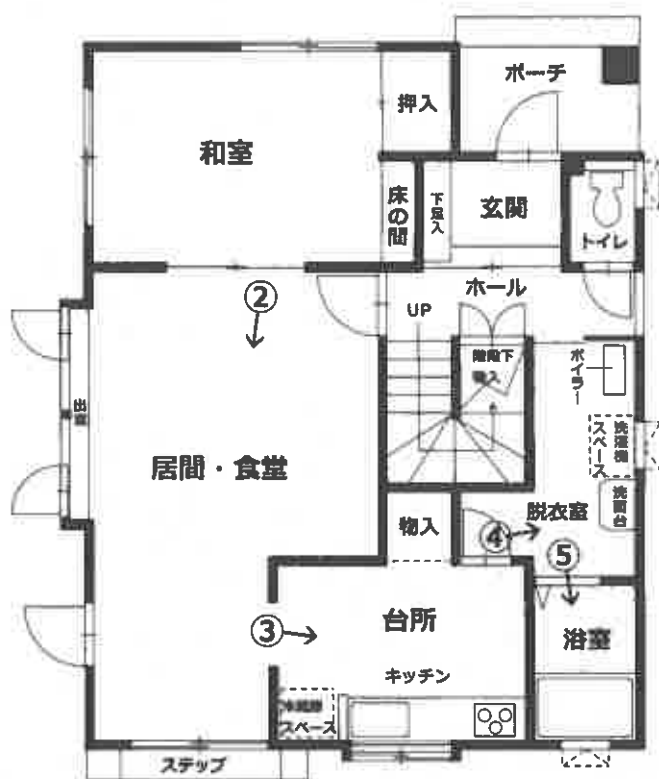
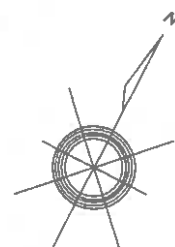
土地建物位置関係図



縮尺 約1:250

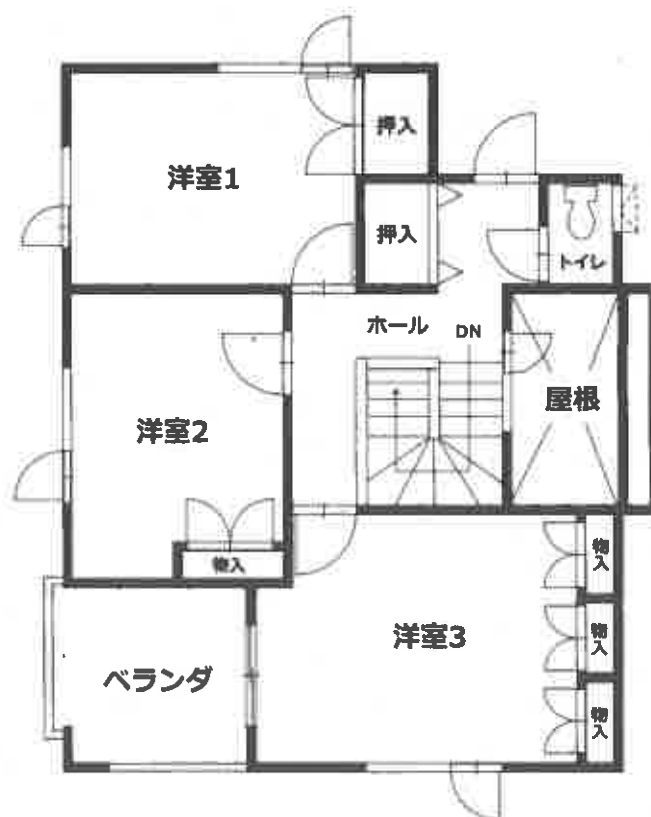
←○ 写真番号・撮影方向

建物間取図



1階

←○ 写真番号・撮影方向



2階

縮尺 約1:100

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



令和 8 年（ケ） 第 2 6 号
令和 8 年 8 月 2 7 日現地調査
令和 8 年 9 月 5 日評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
小林 永佳

第1 評価額

一括価格	
金5,220,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,790,000円
物件2（建物）	金3,430,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	亀田郡七飯町大中山二丁目 228番57 宅地 214.89㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	亀田郡七飯町大中山二丁目 228番地57 228番57 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 67.50㎡ 2階 56.75㎡	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「大中山」駅の北方道路距離約1.0km、最寄バス停留所「湯出川」（函館バス）の東方道路距離約250mに位置する。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域である。主な施設として小学校までは道路距離約1.0km、最寄りスーパーマーケットまでは同約1.5kmとなっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% 法22条区域 高さ制限：10m 外壁の後退距離：1m 立地適正化区域内（居住誘導区域内） 景観計画区域内
画 地 条 件	北西側間口約10.6m、奥行約20.2m、地積214.89㎡の長方形地。 当該地域の地勢が北東側から南西側へかけて緩やかに下り傾斜となっているため、南西側隣地（228番56）と比較し対象地側が約30cm高位にある。そのほかの隣地及び町道とは概ね等高となっている。	
接面道路の状況	北西側が現況幅員約7mの舗装町道（建築基準法第42条第1項第1号該当）に接面する中間画地である（土地建物位置関係図参照）。 なお、当該道路は南西側で行き止まりとなっている。	
土地の利用状況等	・物件2の敷地として利用されている。 ・隣地は一般住宅である。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 排水可	
特 記 事 項	・対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、対象土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。	

次頁へ続く

特 記 事 項	・ 本件においては境界標を 3 箇所で確認できた。 (土地建物位置関係図参照) 境界標からの概測を行い、各種資料等と照合を行った結果、公図等のおりと推定されるが、正確な位置の把握には正式な測量を要する。 ・ 対象土地に隣接して、地域住民のためのごみステーションが設置されている（土地建物位置関係図参照）。 ・ 対象土地は公共下水道の処理区域内に存するが、下水道への接続はなされていない。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成7年12月13日 経過年数 約31年 経済的残存耐用年数 7年
仕 様	構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 屋 根 長尺カラー鉄板 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、化粧ボード等 床 フローリング、タタミ等 設 備 電気、給水設備等 その他 システムキッチン、トイレ（汲取式）、浴室、洗面台等
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 4LDK
品 等	普通
保守管理の状態	本件建物は築後約31年経過しており、経過年数相応の汚れ、傷等 は見られるが、特に目立った損傷箇所等は見受けられない。 維持管理の状況は概ね普通である。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特 記 事 項	・七飯町役場都市住宅課で聴取したところ、本件建物は確認済証及び検査済証の交付を受けているとのことである。 ・建物所有者所有のスチール製仮設物置約3.30㎡が存するが、老朽化、損耗の程度等から特に経済的価値はないと判断した。 ・本件建物は下水道に接続されておらず、汲取式である。水洗化には相応の費用を要する。 ・本件建物の北東側の軒天に穴が生じている。 ・所有者の妻に聴取したところ、3年ほど前に補助金を利用して全ての窓に内窓を設置したとのことである。 ・台所横の物入の扉がないが、所有者の妻に聴取したところ、外しているだけで扉は残っているとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	21,500	0.98	214.89	0.90	4,075,000

ア 標準画地価格：「第6 参考価格資料」記載の基準地との規準あるいは比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量の上、標準画地価格を21,500円/㎡と査定した。

イ 個別格差：ごみステーションが隣接している。 ▲2%

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物における建築経過年数、利用の状況等を考慮し、▲10%と判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	124.25	0.17	4,225,000

ウ 現価率

(経済的残存耐用年数7年 / 経済的全耐用年数38年) × (1 - 観察減価10%) ≒ 17%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	4,075,000	0.30	法定地上権	1,223,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	4,075,000	-1,223,000	—	0.90	0.70	—	1,790,000
2	4,225,000	1,223,000	—	0.90	0.70	—	3,430,000
一括価格 (合計)							5,220,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：七飯町内における中古不動産市場の需給動向のほか、本件建物が公共下水道に接続されておらず、汲取式であること等も考慮のうえ、市場性修正として0.90を乗じた。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価調査基準地（七飯－4）

所 在： 亀田郡七飯町大中山2丁目281番16
住 居 表 示：「大中山2－7－17」
価 格： 22,900円／㎡
位 置： JR函館本線「大中山」駅の北方道路距離約680mに位置する。
価 格 時 点： 令和7年7月1日
地 積： 188㎡
供給処理施設： 上水道・下水道
接 面 街 路： 南東側7m町道に接面
用 途 指 定 等： 第1種低層住居専用地域(建蔽率50％，容積率80％)
地 域 の 概 要： 中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1	3,105,160円
物件2	2,069,658円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

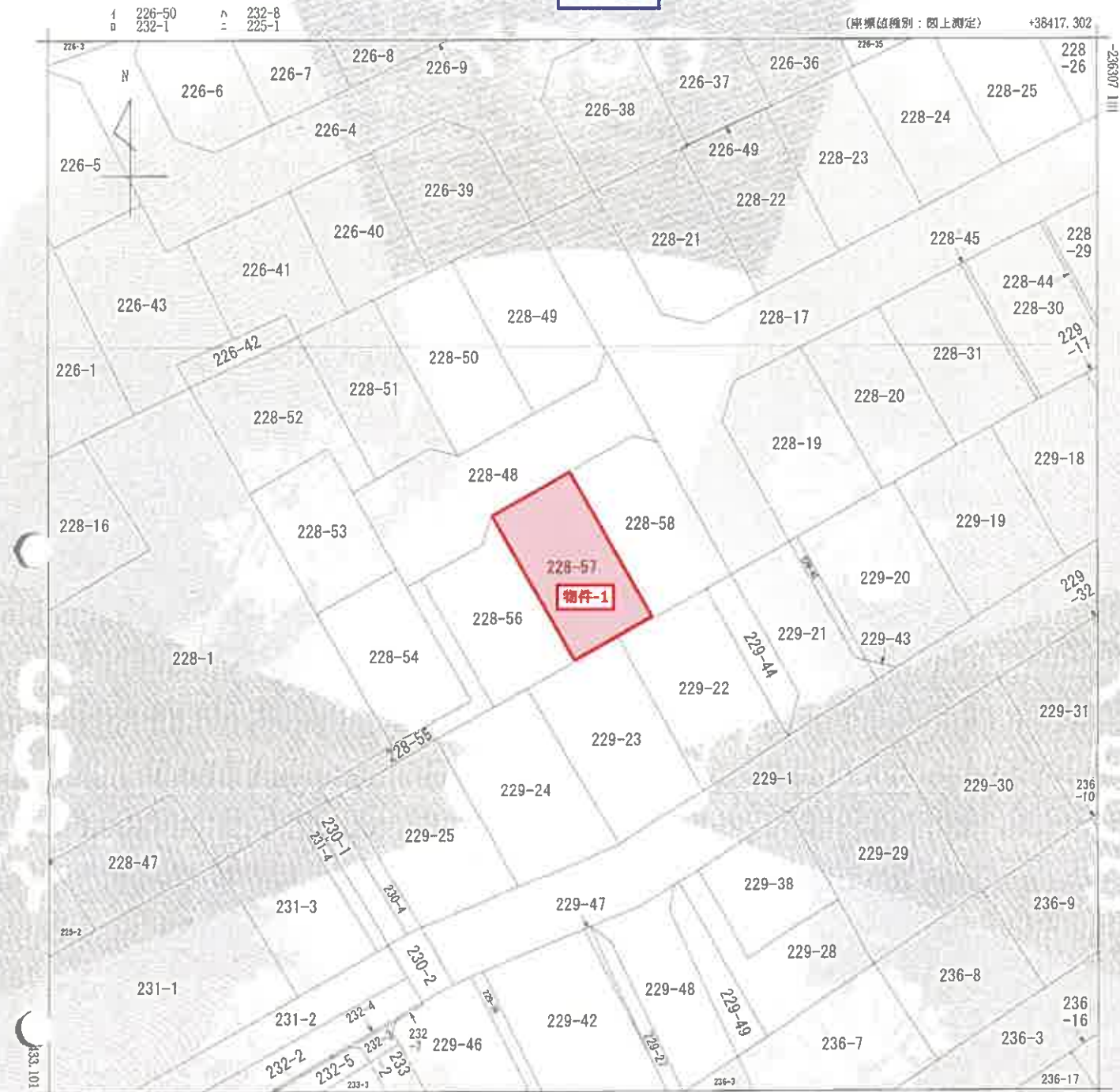
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（ゼンリン住宅地図、許諾番号Z26AB第782号）
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

位置図



公図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
大中山2丁目

請求部	所在	亀田郡七飯町大中山二丁目				地番	228番57			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	X, Y	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日			補記事項	地図の縮尺は1/1000ですが、1/500に変更して出力しています	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

令和8年6月15日
函館地方方法務局

請求番号: 20-1
(1/1)

書記官

登記年月日：平成7年6月15日

603273

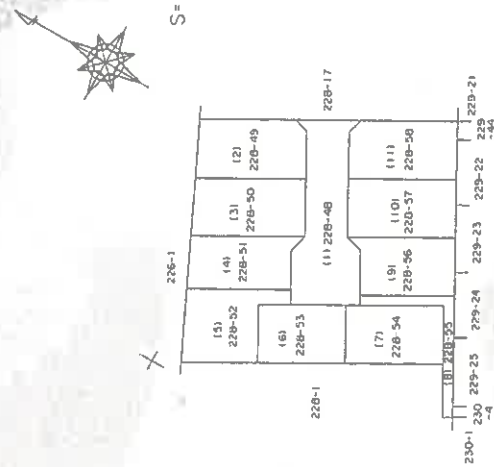
地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名		
	種類	土地家屋調査士専用標	コンクリート標
D ⁴ 22, D ⁴ 32	既設		
	新設		
与点の種類	イ、公共基準点		
	ロ、図根点		
与点の成果	ハ、登記基準点		
	ニ、新基準点		
与点の成果	TT2 -236.596.326 +38.653.569		
	TT3 -236.664.6882 +38.688.5632		

土地積測量図

228-48
228-49-228-58

土地の所在 大中山二丁目

3-1



603275

境界線の種類及び境界点の記号又は点名

種類	土地家屋調査士専用標	コンクリート標	既設	新設	イ. 公共基準点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ.
地図番号								
与点の種類								
与点の成果								

地番: (10)228-57

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
H75	-236615.581	38646.681	12.397	479102.904357	10.638
H65	-236620.794	38637.408	-22.823	-881821.562784	20.201
H70	-236638.404	38647.305	-12.397	-479110.640085	10.638
H74	-236633.191	38656.578	22.823	882259.079694	20.201

合計
面積
地積
429.78182
214.890591
214.89 m²

地番: (11)228-58

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)	辺長
H28	-236612.133	38657.146	16.570	640548.909220	3.002
H29	-236611.323	38654.255	-3.448	-133279.871240	8.689
H75	-236615.581	38646.681	-21.868	-845125.620108	20.201
H74	-236633.191	38656.578	-12.312	-475939.788336	10.812
VP4	-236627.893	38666.003	21.058	814228.691174	18.078

合計
面積
地積
432.320710
216.160355
216.16 m²

総合計 1945.5174545

*使用機種: SEIKO 測量計算システム
*計算式: 面積 = $\sum \{Y_i(X_{i+1} - X_i - 1)\} / 2$ $i=1, 2, 3, \dots, N$

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者

申請人

縮尺

(国土院土地家屋調査士会用品)

No. 00719

登記年月日：平成8年1月8日

803350

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号

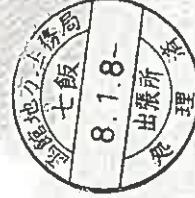
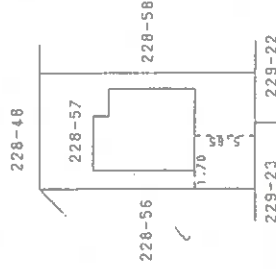
228-57

建物の所在

龜田郡七飯町字大中山228番地57

大中山二丁目

物件-2



本図面はA3判をA4判に
縮小したものである。

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

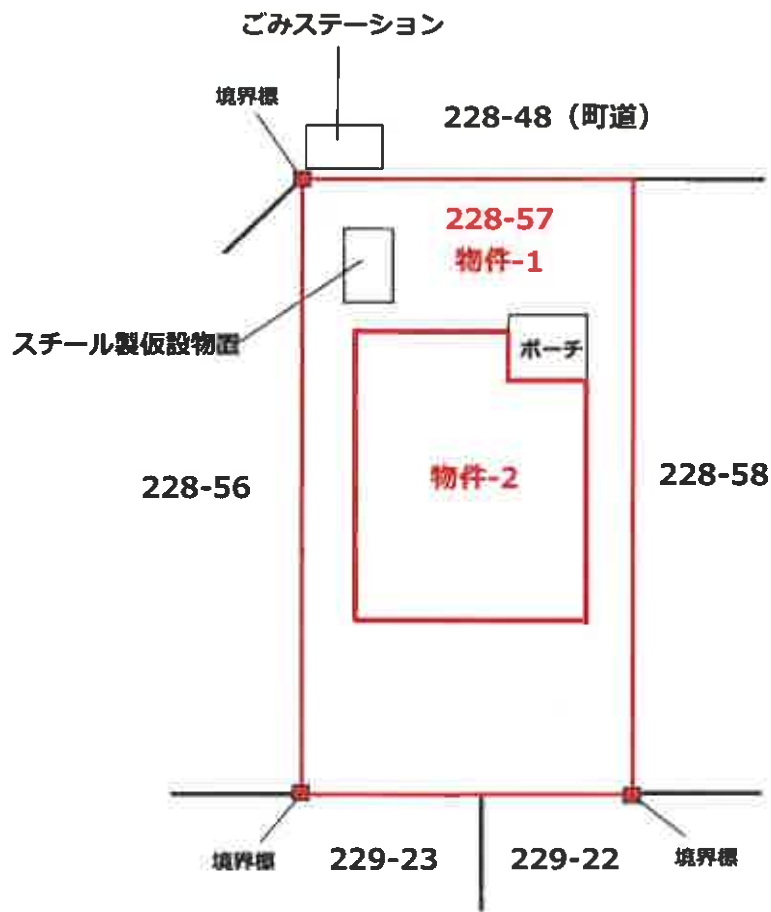
(日調連12)

(B加納)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である
令和8年6月15日 函館地方裁判所

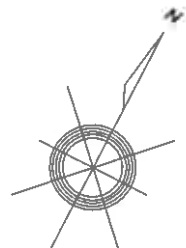
登記官

土地建物位置関係図

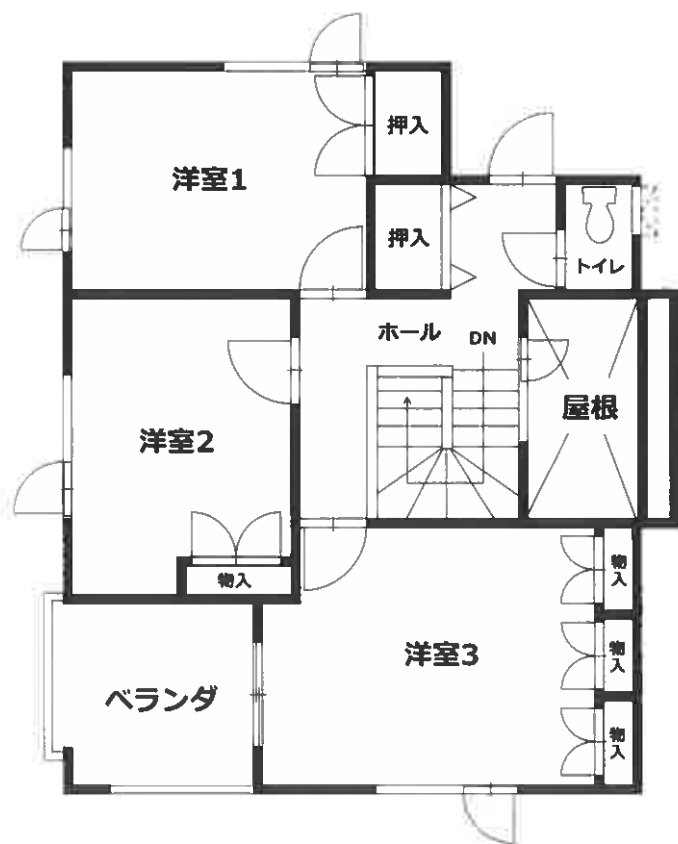


縮尺 約1:250

建物間取図



1階



2階

縮尺 約1:100